

岩手海区漁業調整委員会指示第7号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、岩手県の地先海面における岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）第7条の許可に係る小型定置漁業の保護区域を次のとおり設定する。

平成24年11月6日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大井 誠 治

1(1) 保護区域 次のア線、イ線及びウ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア線 中心線に平行して点アを通る直線

イ線 中心線に平行して点イを通る直線

ウ線 中心線に直角に点ウを通る直線

中心線 左側の台と右側の台（それぞれ2個ある場合は、その中心点）を結んだ線と直角に胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）を通る直線

点ア 左側の台（2個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点

点イ 右側の台（2個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点

点ウ 中心線上の胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）から漁場別に定める距離の点

漁場別の距離 別表のとおり。

(2) 保護区域内における漁業の制限 保護区域内においては、岩手県漁業調整規則第7条の許可に係る小型定置漁業に対し著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。

注 左側の台及び右側の台とは、陸岸から向かって左及び右をいう。

別表

許可番号	漁場の位置	距離 (m)			備考
		点 ア	点 イ	点 ウ	
イワ第512号	次の基点第178号、ア点、イ点及び基点第179号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第178号 宮古市重茂追切地先青磯の標識 基点第179号 宮古市重茂追切地先つづみ岩の標識 方位標 宮古市鉾ヶ崎宮古港防波堤灯台の中心 ア点 基点第178号から方位標を見通した線を基準として22度265メートルの点 イ点 基点第179号から方位標を見通した線を基準として34度30分315メートルの点	500	300	300	宮古地区
イワ第513号	次の基点第191号の5、ア点、イ点及び基点第191号の6の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第191号の5 宮古市重茂荒巻地先カマ崎東端の標識 基点第191号の6 宮古市重茂荒巻地先アマタテ鼻西端の標識 方位標 宮古市音部音部漁港北防波堤灯台の中心 ア点 基点第191号の6から方位標を見通した線を基準として310度310メートルの点	300	300	150	〃

	イ点 基点第191号の6から方位標を見通した線を基準として345度270メートルの点				
イワ第514号	次の基点第174号の1、ア点、イ点及び基点第176号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第174号の1 宮古市白浜月山国有林長磯崎の標識 基点第176号 宮古市重茂追切尻高の標識 方位標 宮古市鉾ヶ崎宮古港防波堤灯台の中心 ア点 基点第174号の1から方位標を見通した線を基準として334度530メートルの点 イ点 基点第176号から方位標を見通した線を基準として328度30分460メートルの点	500	300	300	〃

2(1) 保護区域 次のア線、イ線、ウ線及びエ線によって囲まれた区域

ア線 中心線に平行して点アを通る直線

イ線 中心線に平行して点イを通る直線

ウ線 中心線に直角に点ウを通る直線

エ線 中心線に直角に点エを通る直線

中心線 左側の台と右側の台（それぞれ2個ある場合は、その中心点）を結んだ線と直角に胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）を通る直線

点ア 左側の台（2個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点

点イ 右側の台（2個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点

点ウ 中心線上の胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）から漁場別に定める距離の点

点エ 元地

漁場別の距離 別表のとおり。

(2) 保護区域内における漁業の制限 保護区域内においては、岩手県漁業調整規則第7条の許可に係る小型定置漁業に対し著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。

注 左側の台及び右側の台とは、陸岸から向かって左及び右をいう。

別表

許可番号	漁場の位置	距離 (m)			備考
		点 ア	点 イ	点 ウ	
イワ第511号	次のア点、イ点、ウ点、エ点及びア点の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第132号の8 宮古市田老字水沢北赤崎島の標識 方位標 基点第132号の7（宮古市田老字下撰待おとりの標識） ア点 基点第132号の8から方位標を見通した線を基準として342度360メートルの点 イ点 基点第132号の8から方位標を見通した線を基準として37度590メートルの点 ウ点 基点第132号の8から方位標を見通した線を基準として68度460メートルの点	150	300	300	宮古地区

	エ点 基点第132号の8から方位標を見通した線を基準として331度160メートルの点				
イワ第801号	<p>次の基点第109号、ア点、イ点、ウ点、エ点、オ点、カ点及び基点第109号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点第109号 下閉伊郡普代村白井地先小島の標識</p> <p>基点第109号の1 下閉伊郡普代村白井うのぼりの標識</p> <p>方位標 基点第108号（下閉伊郡普代村白井地先北高島の標識）</p> <p>ア点 基点第109号の1から方位標を見通した線を基準として56度355メートルの点</p> <p>イ点 基点第109号の1から方位標を見通した線を基準として53度365メートルの点</p> <p>ウ点 基点第109号の1から方位標を見通した線を基準として57度420メートルの点</p> <p>エ点 基点第109号の1から方位標を見通した線を基準として87度380メートルの点</p> <p>オ点 基点第109号の1から方位標を見通した線を基準として87度320メートルの点</p> <p>カ点 基点第109号の1から方位標を見通した線を基準として84度320メートルの点</p>	300	200	100	久慈地区
イワ第802号	<p>次のア点、イ点、ウ点、エ点及びア点の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点第25号の1 九戸郡洋野町小子内小子内漁港東防波堤の標識</p> <p>方位標 基点第23号（九戸郡洋野町八木南港南側護岸屈折点の標識）</p> <p>ア点 基点第25号の1から方位標を見通した線を基準として158度30分1,100メートルの点</p> <p>イ点 基点第25号の1から方位標を見通した線を基準として127度1,390メートルの点</p> <p>ウ点 基点第25号の1から方位標を見通した線を基準として134度30分1,630メートルの点</p> <p>エ点 基点第25号の1から方位標を見通した線を基準として160度30分1,200メートルの点</p>	300	200	100	〃
イワ第803号	<p>次のア点、イ点、ウ点、エ点及びア点の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点第21号の1 九戸郡洋野町種市八木北港北側大規模増殖場埋立地の標識</p> <p>方位標 九戸郡洋野町種市宿戸漁港南側合の浜埋立地南角</p>	300	200	100	〃

<p>ア点 基点第21号の1から方位標を見通した線を基準として42度830メートルの点</p> <p>イ点 基点第21号の1から方位標を見通した線を基準として65度1,500メートルの点</p> <p>ウ点 基点第21号の1から方位標を見通した線を基準として77度1,480メートルの点</p> <p>エ点 基点第21号の1から方位標を見通した線を基準として54度710メートルの点</p>				
---	--	--	--	--